

千葉県職員倫理規則 逐条解説

令和7年2月
総務部総務課

1 趣旨

(趣旨)

第一条 この規則は、千葉県職員倫理条例（平成三十年千葉県条例第五十九号。第四条第三号及び第五条第一項第三号を除き、以下「条例」という。）第五条第一項の規定により職員の職務に係る倫理の保持を図るために必要な事項を定めるほか、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

- 1 この倫理規則の対象は、知事が任命権者となる職員（知事部局の職員、労働委員会事務局の職員及び収用委員会事務局の職員並びに公営企業の管理者及び教育長）です。
- 2 他の任命権者の職員は、それぞれの任命権者が定める倫理規程が適用されます。

2 管理職員等・部長級の職員

(任命権者が定める管理職員等)

第二条 条例第二条第二項第五号の任命権者が定める職員は、次の各号に掲げる職にある職員その他知事が別に定める職員とする。

- 一 班長
- 二 出先機関の課長
- 三 支所長

(任命権者が定める部長級の職員)

第三条 条例第二条第三項第三号の任命権者が定める職員は、千葉県立保健医療大学の長とする。

- 1 第2条は、管理職員等について定義した倫理条例第2条第2項第5号を受けて定めるものです。
「知事が別に定める職員」の具体的な内容については、要綱で定めています。倫理規則の施行時点では、出先機関の「係長」、「室長」「グループリーダー」がこれに該当します。
- 2 第3条は、部長級の職員について定義した倫理条例第2条第3項第3号を受けて定めるものです。
倫理条例では行政職給料表の適用を受ける部長級職員を規定していますが、倫理規則では行政職給料表以外のものが適用される部長級職員である千葉県立保健医療大学の長を規定しています。

3 倫理行動規準

(倫理行動規準)

第四条 職員は、公務員としての誇りを持ち、かつ、その使命を自覚し、第一号から第三号までに掲げる条例第三条の倫理原則とともに第四号及び第五号に掲げる事項をその職務に係る倫理の保持を図るために遵守すべき規準として、行動しなければならない。

- 一 職員は、県民全体の奉仕者であり、県民の一部に対してのみの奉仕者ではないことを自覚し、職務上知り得た情報について県民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等県民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならないこと。
- 二 職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならないこと。
- 三 職員は、法律又は条例により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の県民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならないこと。
- 四 職員は、職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならないこと。
- 五 職員は、勤務時間外においても、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならないこと。

- 1 倫理行動規準は、職員の職務に係る倫理の保持を図るために、職員が認識すべき行動の規準、心構えです。

この倫理行動規準は、職員が認識すべき行動の規準、心構えであり、具体的な行為の禁止等を規定したものではなく、いわゆる訓示規定です。

- 2 第1号から第3号までの規定は、倫理条例第3条に規定する、職員が遵守すべき職務に係る倫理原則を再掲したものです。
- 3 第4号は、公務に対する県民の信頼を確保するために職員が職務の遂行に当たって常に心がけるべき事項として、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならないことを掲げたものです。
- 4 第5号は、「権限の行使」（倫理条例第3条第3項）を離れた勤務時間外の行為であっても、職務の執行の公正さに対する県民の信用に影響を与える場合もあることから、勤務時間の内外を問わず、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならないことを、行動規準の一つとして掲げたものです。

4 利害関係者

(利害関係者)

第五条 この規則において「利害関係者」とは、職員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。ただし、職員の職務との利害関係が潜在的なものにとどまる者又は職員の裁量の余地が少ない職務に関する者として知事が別に定める者を除く。

- 一 許認可等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号に規定する許認可等及び千葉県行政手続条例（平成七年千葉県条例第四十八号）第二条第三号に規定する許認可等をいう。）をする事務 当該許認可等を受けて事業を行っている事業者等（条例第二条第四項に規定する事業者等及び同条第五項の規定により事業者等とみなされる者をいう。以下同じ。）、当該許認可等の申請をしている事業者等又は個人（同項の規定により事業者等とみなされる者を除く。以下「特定個人」という。）及び当該許認可等の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人
- 二 補助金等（千葉県補助金等交付規則（昭和三十二年千葉県規則第五十三号）第二条第一号に規定する補助金等をいう。）を交付する事務 当該補助金等（当該補助金等を直接にその財源の全部又は一部とする同条第四号イに掲げる間接補助金等を含む。）の交付を受けて当該交付の対象となる事務又は事業を行っている事業者等又は特定個人、当該補助金等の交付の申請をしている事業者等又は特定個人及び当該補助金等の交付の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人
- 三 立入検査、監査又は監察（法令及び条例の規定に基づき行われるものに限る。以下この号において「検査等」という。）をする事務 当該検査等を受ける事業者等又は特定個人
- 四 不利益処分（行政手続法第二条第四号に規定する不利益処分及び千葉県行政手続条例第二条第四号に規定する不利益処分をいう。）をする事務 当該不利益処分をしようとする場合における当該不利益処分の名宛人となるべき事業者等又は特定個人
- 五 行政指導（千葉県行政手続条例第二条第六号に規定する行政指導をいう。）をする事務 当該行政指導により現に一定の作為又は不作為を求められている事業者等又は特定個人
- 六 事業の発達、改善及び調整に関する事務（前各号に掲げる事務を除く。）として知事が別に定めるもの 当該事業を行っている事業者等
- 七 契約（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条第一項に規定する契約をいう。）に関する事務 当該契約を締結している事業者等、当該契約の申込みをしている事業者等及び当該契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等
- 八 入札（地方自治法第二百三十四条第一項に規定する一般競争入札及び指名競争入札をいう。）に関する事務 当該入札に参加するために必要な資格を有する事業者等

1 利害関係者の基本的な考え方

- (1) 倫理規則の「利害関係者」は、基本的には倫理条例第5条第1項の「職員の職務に利害関係を有する者」であり、職員が当該者との間で規則で定める一定の行為を行うことが、職務の執行の公正さに対する県民の疑惑や不信を招くおそれがある者です。
- (2) 利害関係者の範囲は、基本的に、当該職員の職務遂行によって直接に利益又は不利益を受ける者であり、当該職員がその事務に携わる行政権限の相手方及び契約の相手方としています。職員の職務遂行のうちでも「特定の名宛人を対象としない行為によって利益又は不利益を受ける者(例えば、減税によって利益を得る県民一般)」は利害関係者とはしていません。また、届出の受領のように職員の裁量の余地が少ないものによって職員と関わる者は利害関係者としません。
- (3) 異動した後にも異動前の職に影響力を行使することにより、その職の職務の執行の公正さを歪めるおそれがあることから、異動後3年間は利害関係を継続する取扱いを設けています(第5条第2項、第3項)。
- (4) また、職員が他の職員に対して影響力を行使することにより、当該他の職員の職務執行の公正さを歪めるおそれもあることから、そのような影響力行使を期待して職員に接触する者も利害関係者に含めることとしています(第5条第4項)。

2 個々の職務ごとの利害関係者の考え方

(1) 許認可等(第1号)

① 考え方

許認可等は「何らかの利益」が存在する処分であるため、許認可等を受けようとする者と許認可等を行う者(許認可等の事務に携わる職員)との間には利害関係が存在しており、実際に許認可等を受けようとする者が許認可等を不正に得ようとして許認可等の事務に携わる職員に接触してくることも想定されることから、両者の接触の態様によっては、公正な職務の執行に対する県民の疑惑や不信を招くおそれがあるものと考えられます。

したがって、許認可等の申請をしようとしている時から許認可等を受けるまでの間は利害関係者として職員が接触することを規制することとしたものです。

なお、一般的には許認可等を受けた後については両者の利害関係は消滅するものとして取り扱うこととして問題ないと考えます。ただし、当該許認可等により実施することが可能となった事業を行っている事業者等については、当該許認可等が当該事業を行う上で必須のものであって、当該許認可等により大きな利益を得ており、当該許認可等に係る事業を行う間はその利益を受け続けていることが明らかな者であることから、当該事業者等と当該許認可等に携わる職員との接触は、その態様により、許認可等を受けようとしている間における接触と同様に公正な職務の執行に対する県民の疑惑や不信を招くおそれがあるものと考えられます。

したがって、そのような事業者等については、当該事業を行っている間は利害関係者とし、当該許認可等に携わる職員が接触することを規制することとしたものです。

「許認可等」

行政手続法第2条第3号及び千葉県行政手続条例第2条第3号に規定する許認可等(法令・条例等に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分)をいいます。

「当該許認可等を受けて事業を行っている」

事業は営利・非営利を問いません。事業者等が当該事業を行う際に必要な許認可等をいいます。

② 利害関係者となる者の範囲

ア 当該許認可等を受けて事業を行っている事業者等

イ 当該許認可等の申請をしている事業者等又は特定個人（倫理条例第2条第5項の規定により事業者等とみなされる者以外の個人）

ウ 当該許認可等の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人

（注：「明らかである」については、下記の3参照）

(2) 補助金等の交付（第2号）

① 考え方

補助金等の交付は、その交付を受ける者とその交付に携わる者との間には強い利害関係が存在します。したがって、この両者の接触については、その態様によっては、両者が癒着して補助金等を不正に交付・受給しているものと見られることにより、補助金等に係る事務の公正な執行に対する県民の疑惑や不信を招くおそれがあることから、補助金等の交付を申請しようとしているときから補助金等の交付の対象となる事務又は事業が完了し実績報告を行うまでの間は当該補助金等の交付を受ける者を利害関係者とし、当該補助金等の交付の事務に携わる職員が接触することを規制することとしたものです。

また、間接補助金等の交付を受ける者のうち県から補助金等を交付される者から直接、間接補助金等の交付を受ける者については、

ア 直接県から金銭の給付を受ける者ではないが、県から補助事業者等へ補助金等が交付されればその補助金等が対象とする事務・事業の性格上、自らへの間接補助金等の交付が見込まれるとして、県に対し補助事業者等へ補助金が交付されるよう働きかける場合も考えられること

イ 補助金等の交付に携わる職員にとっても自らが携わる補助金等が対象とする事務・事業の性格上、それが間接補助金等として補助金等の交付を受けた者からどのように流れるかは予見が可能であると考えられること

から、このような者についても補助金等の交付に携わる職員の利害関係者とし、職員が接触することを規制することとしています。

② 利害関係者となる者の範囲

ア 当該補助金等の交付を受けて当該交付の対象となる事務又は事業を行っている事業者等又は特定個人（当該補助金等を直接にその財源の全部又は一部とする千葉県補助金等交付規則第2条第4号イに掲げる間接補助金等の交付を受けて当該交付の対象となる事務又は事業を行っている事業者等又は特定個人を含む。以下この②において同じ。）

イ 当該補助金等の交付の申請をしている事業者等又は特定個人

ウ 当該補助金等の交付の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人

(3) 立入検査、監査、監察（第3号）

① 考え方

立入検査、監査、監察（以下「検査等」という。）については、その性格上、検査等を実施する側と受ける側との間の癒着は厳に慎み、厳正に行われるべきものであると考えられるところ、当該検査等を現に受けている場合はもちろんのこと、年度の実施計画等により検査等を行うことが明らかとなっている場合についても、両者の接触はその態様によっては、検査等の日程を教えているのではないか等といった県民の疑惑や不信を招くおそれがあるため、法令上検査等の対象となっている者は利害関係者とし、検査等の実施に携わる職員が接触することを規制することとしたものです。

② 利害関係者となる者の範囲

当該検査等を受ける事業者等又は特定個人

(4) 不利益処分（第4号）

① 考え方

「不利益処分」とは、「行政庁が、法令・条例等に基づき、特定の者を名宛人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分」です。

このように不利益処分は「義務を課し、又はその権利を制限する処分」であることから、不利益処分を行おうとする者（不利益処分に携わる職員）と不利益処分の名宛人となるべき者との間には利害関係が存在しており、不利益処分の名宛人となるべき者が、不利益処分を受けないよう、又は軽い処分となるよう働きかけることも想定されます。したがって、両者の接触の態様によっては、当該不利益処分の妥当性等に対する県民の疑惑や不信を招くおそれがあることから、不利益処分に係る手続が進行中の場合における不利益処分の名宛人となるべき者を利害関係者とし、当該不利益処分に携わる職員が接触することを規制することとしたものです。

② 利害関係者となる者の範囲

当該不利益処分をしようとする場合における当該不利益処分の名宛人となるべき事業者等又は特定個人

(5) 行政指導（第5号）

① 考え方

「行政指導」とは、「県の機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって処分に該当しないもの」（千葉県行政手続条例第2条第6号）です。

行政指導は処分には該当せず、あくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されるものであるが、行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内の事項について「一定の作為又は不作為を求める」行為であることから、行政機関が相手方に一定の影響力を及ぼす行為であると考えられます。

このような影響力を行使する側と影響力を受ける側との間には利害関係が存在しているものと考えられ、行政指導を受ける側が当該行政指導を中止、変更するよう働きかけるために当該行政指導に携わる職員に接触してくることも想定されることから、現に行政指導を受けている者と当該行政指導に携わっている職員の接触の態様によっては、公正な職務の執行に対する県民の疑惑や不信を招くおそれがあるものと考えられます。

したがって、行政指導により現に一定の作為又は不作為を求めている間は、当該行政指導を受けている者は利害関係者とし、当該行政指導に携わる職員が接触することを規制することとしたものです。

② 利害関係者となる者の範囲

当該行政指導により現に一定の作為又は不作為を求められている事業者等又は特定個人
各種の行政指導の類型ごとに、それぞれ次に掲げる間、利害関係者となります。

職員の携わる行政指導を受けたときから、その相手方は当該職員の利害関係者となり、

ア その場において完了する行政指導の場合にあつては、相手方が行政指導に従った時又は行政指導をやめた時

イ 一定期間効力を有する行政指導（例：3年間〇〇を〇%削減するように求めるようなもの）
の場合にあつては、行政指導をやめた時又は行政指導が効力を有する期間が満了した時

ウ 終期の定めのない行政指導（例：〇〇の年間排出量を以後〇%削減するよう求めるようなもの）
の場合にあつては、行政指導をやめた時

エ 行政指導に従う期限を設定した行政指導（例：〇月〇日までに〇〇を実施するよう求めるよ

うなもの)の場合にあつては、行政指導に従った時、行政指導で実施を求めた期限が到来した時又は行政指導をやめた時に利害関係者ではなくなることになります。

(6) 事業の発達、改善及び調整に関する事務 (第6号)

① 考え方

事業の発達、改善及び調整とは、営利を目的とする事業を営む者に対し、必要な事業行政を行うことを指しています。必要な事業行政は、許認可等、補助金等の交付、行政指導等によって行われていることから、上記の利害関係者の設定により事業行政の対象となる者のほとんどはカバーされているものと考えられます。

しかし、偶々上記のいずれにも該当しない事業者等がいた場合についても、当該事業の発達、改善及び調整に関する事務に該当する事務に携わる職員との間の接触について、その態様によっては公正な職務の執行に対する県民の疑惑や不信を招くおそれがあるものと考えられます。

したがって、当該事業者等を利害関係者とし、当該事務に携わる職員が接触することを規制することとしたものです。

なお、この場合における公正な職務の執行に対する県民の疑惑や不信については、当該事業を行う事業者等と当該事業を所掌する職員という関係にある間においては常に生じ得るおそれがあることから、当該事業を行う限りにおいては、当該事業者等は利害関係者とし、当該職員が接触することを規制することとしています。

② 利害関係者となる者の範囲

当該事業を行っている事業者等

①で述べたように、本号における事業は、営利を目的とするものに限られます。

例えば、現に補助金の交付は受けていないが、当該補助金の交付要件を満たす営利事業者であれば、当該補助金の交付業務を担当する職員にとって利害関係者となります。

(7) 契約 (第7号)

① 考え方

契約は、県との金銭のやりとりの原因となるものであることから、その相手方である事業者等と当該契約に携わる職員との間には利害関係が存在するものと考えられ、両者の接触の態様によっては、公正な職務の執行に対する県民の疑惑や不信を招くおそれがあるものと考えられます。

したがって、契約の申込みをしようとした時から契約に基づく債権債務関係が終了するまでの間は、その相手方となる事業者等を利害関係者とし、当該契約に携わる職員が接触することを規制することとしたものです。

なお、事業を行っていない個人との間でこのような契約を締結する場合において、公正な職務の執行に対する県民の疑惑や不信を招くようなケースは一般には想定されないことから、契約に係る利害関係者は事業者等に限定しています。

また、「契約に携わる職員」は、必ずしも会計事務担当の職員に限られるものではなく、当該契約の内容を実質的に決定し得る立場にある職員（例えば、原局原課において購入物品等を実質的に決定する職員など）も含まれることとなります。

② 利害関係者となる者の範囲

ア 契約を締結している事業者等

イ 契約の申込みをしている事業者等

ウ 契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等

(8) 入札（第8号）

① 考え方

入札に参加するために必要な資格を有する事業者等とは、「千葉県建設工事等入札参加業者資格者名簿」及び「物品等入札参加業者適格者名簿」に登載されている事業者等をいいます。

名簿への登録は、入札への参加や指名の対象になるための前提条件に過ぎないことから、それだけで第7号の「契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等」であるとはいえません。

しかし、入札に参加するために必要な資格を有する事業者等との間で禁止行為をすれば、公正な職務の執行に対する県民の疑惑や不信を招くおそれがあることから、これを利害関係者とするものです。

② 利害関係者となる者の範囲

入札に参加するために必要な資格を有する事業者等

3 第1号、第2号、第7号の「明らかである」の意味について

その事務に携わる職員が、通常人としての判断力をもってすれば認識可能な状態を指します。

例：許認可等をする事務に携わる職員のところへ、許認可等の申請書の記入要領について相談に来ている者がいる場合、当該職員は、その相談に来ている者が申請を行おうとしていることを通常は認識可能であることから、その相談に来ている者は「許認可等の申請をしようとしていることが明らかである」者に該当し、当該職員の利害関係者となります。

(利害関係者)

第五条 1 (略)

- 2 職員に異動があった場合において、当該異動前の職に係る当該職員の利害関係者であった者が、異動後引き続き当該職に係る他の職員の利害関係者であるときは、当該利害関係者であった者は、当該異動の日から起算して三年間（当該期間内に、当該利害関係者であった者が当該職に係る他の職員の利害関係者でなくなったときは、その日までの間）は、当該異動があった職員の利害関係者であるものとみなす。
- 3 任命権者を異にして異動した職員についての前項の規定の適用については、知事が別に定める。

- 1 倫理規則においては、職員の現在の職の職務との関係では利害関係がない者であっても、当該職員が過去3年間に在職した職において当該職から異動した時点において利害関係者であった者についても利害関係者として取り扱うこととしています。
- 2 これは、そのような過去の利害関係者との間で倫理規則で禁止・制限される行為を行うことは、職員が現在その者と利害関係のある職に就いている後任の職員に影響力を行使することによってその者に有利なように職務の執行の公正さを歪めるのではないかとその県民の疑惑や不信を招くためであり、また、異動後近接した時期に異動前の職と利害関係があった者から供応接待や贈答品を受領することは、異動前の職の職務執行の公正さを歪めていたのではないかとその疑惑や不信を招くことを併せ考慮したものです。
- 3 期間を3年間としたのは、異動後一定期間が経過すると、当該職員が異動前の職に対して影響力を持っているとは県民から見られなくなると考えられるところであり、その一定期間として、職員の異動ローテーションの期間等を考慮して3年間としたものです。
- 4 第3項で知事が別に定めると規定していますが、これについては要綱で定めます。要綱では、他の任命権者の職員であった者が異動により知事部局の職員となった場合、他の任命権者の規程によって利害関係者であったものについても、知事部局の利害関係者とみなすことを定めています。

(利害関係者)

第五条 1、2 (略)

- 4 他の職員の利害関係者が、職員をしてその職に基づく影響力を当該他の職員に行使させることにより自己の利益を図るためその職員と接触していることが明らかな場合においては、当該他の職員の利害関係者は、その職員の利害関係者でもあるものとみなす。

「職」に基づく影響力であるから、学校の先輩の関係による影響力などは該当しません。

5 禁止行為

(禁止行為)

第六条 職員は、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与（せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものとしてされるものを含む。）を受けること。
- 二 利害関係者から金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けにあつては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること。
- 三 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。
- 四 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。
- 五 利害関係者から未公開株式（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。）を譲り受けること。
- 六 利害関係者から供応接待を受けること。
- 七 利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること。
- 八 利害関係者と共に旅行（公務のための旅行を除く。）をすること。
- 九 利害関係者をして、第三者に対し前各号に掲げる行為をさせること。

1 第1号（利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与を受けること。）

利害関係者からのせん別や香典も「金銭」の贈与となります。

2 第2号（利害関係者から金銭の貸付けを受けること。）

通常一般の利子を払っても金銭の貸付けを受けることは許されません。

「業として行われる」ものとは、反復継続して行われるものを意味し、銀行業、信託業、貸金業、質屋業等を行っている者が行う貸付けがこれに該当します。

業として行われる金銭の貸付けにあつては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限り禁止されます。

3 第3号（利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。）

「利害関係者から」貸付けを受けることとは、利害関係者から直接物品又は不動産の提供を受ける場合であり、「利害関係者の負担により」とは第三者から物品又は不動産の提供を受け、その貸付けの対価を利害関係者が負担する場合（レンタカーの代金を利害関係者が負担する場合など）です。

対価を支払って貸付けを受ける場合でも、その対価が時価よりも著しく低いときは、第6条第3項の規定により、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなされ、第1号の違反となります。

4 第4号（利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。）

「役務の提供」を受けるとは、正当な理由なくサービスを受けることをいい、ハイヤーによる送迎の提供を受けることのほか、例えば、物品購入契約の相手方である事業者へ虚偽の見積書及び請求書を作成してもらうことや、委託契約の相手方である事業者の従業員に県の業務を手伝ってもらうことなども該当し得ます。

「利害関係者から」及び「利害関係者の負担により」の意は、第3号と同じです。

5 第5号（利害関係者から未公開株式を譲り受けること。）

「未公開株式」とは、「金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第67条の11第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式」と定義されています。

利害関係者からの未公開株式の譲り受けは、無償の場合に限らず、有償の場合でも禁止されます。

未公開株式は、一般に公開されておらず、値上がりが期待されるなど、その譲渡は、利害関係者と当該職員との間に、特別な関係が存在するものと外部からみなされ、当該職員の職務の執行の公正さに対する疑惑や不信を招く行為であるため、禁止されています。

6 第6号（利害関係者から供応接待を受けること。）

「供応接待」とは、供応（酒食を提供してもてなすこと）と接待（客をもてなすこと）の両者を包括するものとして用いており、供応については、単なる飲食物の提供ではなく、一定の席を設けて飲食物を提供する行為がこれに該当し、接待については、他人をもてなすことを目的として行われる行為全般（温泉地等への旅行、ゴルフ等のスポーツ、映画・演劇の鑑賞への招待）がこれに該当します。

7 第7号（利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること。）

職員が自己の費用を負担するか否かを問わず禁止対象となっている。利害関係者が職員の費用を負担した場合は第6号の供応接待にも該当します。ゴルフ以外のスポーツ、例えば、テニス、野球などは禁止されません。

※「遊技」の範囲について

ここでいう「遊技」には次のようなものが該当します。

- ・麻雀
- ・ポーカー

8 第8号（利害関係者と共に旅行をすること。）

職員が自己の費用を負担するか否かを問わず禁止対象となっています。利害関係者が職員の費用を負担した場合は第6号の供応接待にも該当します。

公務のための旅行が禁止対象から除外されているのは、職務遂行上、利害関係者と共に旅行することが必要となる場合もあるからです。

※遊技又はゴルフ及び旅行における「利害関係者『と共に』」の意

「利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること」及び「利害関係者と共に旅行（公務のための旅行を除く。）をすること」の「利害関係者と共に」とは、職員と利害関係者とが当該行為を行う意図を共有して行うことを意味します。

典型的な形態としては、当該職員が当該利害関係者と相謀ってゴルフ等を行うことがこれに該当しますが、職員及び利害関係者以外の第三者が幹事役を務めてゴルフ等を行う場合において、当該職員と当該利害関係者とお互いが出席することをはっきり認識した上で更にその者と一緒にゴルフ等を行う意図を持って行う場合も含まれます。

他方、職員がパック旅行に参加する場合で、その旅行グループの中に利害関係者に該当する者も含まれていることを、パック旅行の集合の際に当該職員と当該利害関係者とが認識したような場合は、職員と利害関係者とが旅行をする意図を共有して行う行為とはいえないので、これには該当しません。

9 第9号（利害関係者をして、第三者に対し前各号に掲げる行為をさせること。）

職員が利害関係者に働き掛け、職員本人にではなく第三者に第1号から第8号までに規定する行為をさせることは禁止されます。

例えば、利害関係者である業者に要求して、自分の親族が経営する会社を下請けで使わせたりすることなどがこれに該当します。

「第三者」とは、職員本人及び利害関係者以外の者をいい、自然人、法人を問いません。

なお、職員本人であれば、第6条第2項の規定により、宣伝用物品の贈与を受ける等一定の行為は例外として禁止行為から除外されていますが、本号の規制については、利害関係者に「要求」という反倫理性の強さにかんがみ、このような例外は認められていません。同様の理由により、私的な関係がある者との行為の例外（第7条第1項）についても認められていません。

第6条第3項の物品購入等の対価が時価よりも著しく低い場合に当該差額を贈与とみなす規定については、本号の規制についても同様に適用されます。

(禁止行為)

第六条 1 (略)

2 前項の規定にかかわらず、職員は、次の各号に掲げる行為を行うことができる。

- 一 利害関係者から宣伝用物品又は記念品であって広く一般に配布するためのものの贈与を受けること。
- 二 多数の者が出席する立食パーティー（飲食物が提供される会合であって立食形式で行われるものをいう。以下同じ。）において、利害関係者から記念品の贈与を受けること。
- 三 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される物品を使用すること。
- 四 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される自動車（当該利害関係者がその業務等において日常的に利用しているものに限る。）を利用すること（当該利害関係者の事務所等の周囲の交通事情その他の事情から当該自動車の利用が相当と認められる場合に限る。）。
- 五 職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者から茶菓の提供を受けること。
- 六 多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者から飲食物の提供を受けること。
- 七 職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受けること。

第1項の規定にかかわらず禁止行為から除外される行為です。

1 第1号（利害関係者から宣伝用物品又は記念品であって広く一般に配布するためのものの贈与を受けること。）

宣伝用物品又は記念品であって広く一般に配布するためのものについては、それを贈与されたとしても利害関係者との間で特別の関係があると見られて県民に公正な職務の執行に対する疑惑や不信を持たれるおそれが乏しいと考えられます。

2 第2号（多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者から記念品の贈与を受けること。）

「立食パーティー」とは、「飲食物が提供される会合であって立食形式で行われるものをいう。」と定義されます。立食形式で行われるものであればよく、部屋の端に椅子が置かれていても構いません。多数の者が出席する立食パーティーにおいて多数の出席者から見られている中で記念品を受け取ったりすることは、県民に公正な職務の執行に対する疑惑や不信を持たれるおそれが乏しいと考えられます。「多数」とは、一般には20人程度以上が集まるものがこれに当たると考えられます。

3 第3号（職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される物品を使用すること。）

職務を円滑に遂行する上で必要であり、かつ、軽微又は問題のないと認められる程度の便宜の供与です。ここで認められる物品としては、文房具などの事務用物品、電話又はファックスの借用、ヘルメットや防護服の借用などが挙げられます。

4 第4号（職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される自動車を利用すること。）

職務として利害関係者の事務所や現場などを訪問する際に、利害関係者の自動車を利用することです。職務を円滑に遂行する上で必要であり、問題がないと認められる程度の便宜の供与です。

提供される自動車は、当該利害関係者が業務・通勤等に日常的に利用しているものに限られ、当該職員のために特に用立てたハイヤーなどはここでは認められません。

利用が認められるのは、他に公共交通機関がなく利害関係者の自動車を利用するしかないような場合のほか、限られた時間で用務を遂行するために、自動車での移動が合理的な場合も含まれます。

5 第5号(職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者から茶菓の提供を受けること。)

茶菓の提供は社会通念として認められる軽微な接遇であり、それを受けることによって職務の公正な執行に対する県民の疑惑や不信を招くことは考えられません。

「その他の会合」は、会議又はこれに準じた集まりに限られず、職務として利害関係者に会うような場合も含まれます。

6 第6号(多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者から飲食物の提供を受けること。)

「立食パーティー」の意義は第2号におけると同じであり、そこで飲食物の提供を受ける行為が公正な職務の執行に対する県民の疑惑や不信を招くとは考えにくいものといえます。

なお、本号の「立食パーティー」には、着座して行われるものであっても、座席が指定されておらず、人数もかなり多い場合(50人程度以上)のように、立食パーティーに準ずる会合も含まれます。

7 第7号(職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受けること。)

職務として出席した会議において供されるものであり、通常の接遇の範囲内の行為であって、それによって公正な職務の執行に対する県民の疑惑や不信を招くものではありません。

「会議」とは、「〇〇会議」と名称の付いたものに限定されず、会議に準じた職務上の集まりも含まれます。

「簡素な飲食物」とは、会議室で供される弁当(いわゆる箱弁)が典型的なものです。

なお、「会議において」とは、会議と一体のものであることが必要であり、会議と一体の行事として同じ建物の中で行われる懇談会くらいまでは許容されます。

(禁止行為)

第六条 1、2(略)

3 第一項の規定の適用については、職員(同項第九号に掲げる行為にあつては、同号の第三者。以下この項において同じ。)が、利害関係者から、物品若しくは不動産を購入した場合、物品若しくは不動産の貸付けを受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価がそれらの行為が行われた時における時価よりも著しく低いときは、当該職員は、当該利害関係者から、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなす。

利害関係者から、物品等を購入し、物品等の貸付けを受け、役務の提供を受ける際に、それらのために支払う対価が購入等の時点の時価よりも著しく低いときは差額を金銭の贈与とみなすこととするものです(贈与とみなすことにより、第6条第1項第1号の金銭の贈与の禁止規定違反となります。)

6 禁止行為の例外

(禁止行為の例外)

第七条 職員は、私的な関係（職員としての身分にかかわらない関係をいう。以下同じ。）がある者であって、利害関係者に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等に鑑み、公正な職務の執行に対する県民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、前条第一項の規定にかかわらず、同項各号（第九号を除く。）に掲げる行為を行うことができる。

2 職員は、前項の公正な職務の執行に対する県民の疑惑や不信を招くおそれがないかどうかを判断することができない場合においては、倫理監督者（条例第十条第一項の倫理監督者をいう。以下同じ。）に相談し、その指示に従うものとする。

1 親族関係や学生時代の友人等職員となる前からの関係がある者や地域活動を通じて知り合った者等職員としての身分にかかわらない関係がある者については、職員の職務と利害関係を有する者となつたとしても、引き続きそのような私的な関係に基づいた付き合いを行うことはあり得るところであり、このような付き合いを利害関係者との間の行為であるとして一切禁止することは、職員の個人的活動に対する過度の侵害となります。そこで、そのような私的な関係に基づく付き合いと評価できるものであり、公正な職務の執行に対する県民の疑惑や不信を招くおそれのないものについては、第6条第1項の禁止を解除するものです。

2 私的な関係がある者との間で規制の対象とされている行為を行おうとする場合に考慮する事項は、具体的にいえば次のとおりです。

① 「その者との間における職務上の利害関係の状況」とは、例えば、職員が担当する業法の免許申請を行っているときのように利害関係の強い状況にあるか、あるいは、職員がその属する省の所掌する事務のうち事業の発達、改善及び調整に関する事務に携わっている場合で当該事業を行う事業者等との間において具体的な案件が生じていないときのように利害関係の弱い状況にあるかを考慮することをいいます。

② 「私的な関係の経緯及び現在の状況」とは、例えば、学生時代から親しく付き合いを続けているような親しい間柄か、あるいは十数年間会っていないような疎遠な間柄かを考慮することをいいます。

③ 「両者の間において行おうとする行為の態様」とは、例えば、高額な祝儀の提供か、あるいは安価な果物等のおすそ分けかを考慮することをいいます。

3 倫理規則第7条第1項においては、「私的な関係」を「職員としての身分にかかわらない関係をいう。」と定義しています。

したがって、職員として知り合い職員として付き合い合っている場合には私的な関係には該当しません。職場での上司や同僚との関係や職務上のカウンターパートなどとの関係は「私的な関係」には該当しません。また、退職者との関係も「私的な関係」には当たりません。

他方、職場の上司に仲人を頼んだ場合における仲人とそれを依頼した者としての関係については、「私的な関係」に該当することもあり得るものと考えられます。また、職員として知り合ってその後恋人となった関係も、私的な関係に該当します。

4 なお、規制の対象とされている行為を行うことについて、そのようなおそれがないかどうか自ら判断できない場合には、倫理監督者に相談し、その指示に従うものとするとしています。

(禁止行為の例外)

第七条 1、2 (略)

3 第一項の「職員としての身分」には、職員が、任命権者の要請に応じ特別職地方公務員等（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十九条第二項に規定する特別職地方公務員等をいう。以下同じ。）となるため退職し、引き続き特別職地方公務員等として在職した後、引き続いて当該退職を前提として職員として採用された場合（一の特別職地方公務員等として在職した後、引き続き一以上の特別職地方公務員等として在職し、引き続いて当該退職を前提として職員として採用された場合を含む。）における特別職地方公務員等としての身分を含むものとする。

人事交流等による当該特別職地方公務員等としての身分にかかわる関係については、職員（一般職地方公務員）としての身分にかかわる関係ではありませんが、任命権者の要請に応じ人事ローテーションの一環として辞職出向した時の出向先機関の身分にかかわる関係です。このような関係がある者は、その相手方も県からの出向者であることを認識していると考えられることから、職員としての身分にかかわる関係がある者と同様に取り扱うことが適当です。

したがって、人事交流等による特別職地方公務員等としての身分は職員としての身分と同様に取り扱うことを明らかにするための規定を第7条第3項に置くこととしたものです。

7 利害関係者以外の者等との間における禁止行為

(利害関係者以外の者等との間における禁止行為)

第八条 職員は、利害関係者に該当しない事業者等であっても、その者から供応接待を繰り返し受ける等社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。

2 職員は、自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、その者が利害関係者であるかどうかにかかわらず、それらの行為が行われた場に居合わせなかった事業者等にその者の負担として支払わせてはならない。

1 倫理規則第8条第1項においては、利害関係者以外の事業者等であっても、その者から供応接待を繰り返し受ける等社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けることを禁止しています。

これは、たとえ職務上の利害関係がない事業者等であっても、私的な関係もないような者から供応接待を繰り返し受けたり、一度限りでも高額な供応接待を受けるような場合等、社会通念上相当と認められる程度を超えた供応接待や財産上の利益の供与を受ける場合には、そのような供応接待を行う側は職員からの何らかの見返りを期待してそのような行為を行っていることがありがちであることなど、公正な職務の執行に対する県民の疑惑や不信を招くおそれがあることから、その者との関係からみて社会通念上相当と認められる程度を超えた供応接待や財産上の利益の供与を受けることを禁止するものです。

なお、「社会通念上相当と認められる程度」とは供応接待等を行う相手との関係を含めた各般の事情を考慮して判断すべきものであり、一般的には、例えばその相手が親族である場合には許容範囲は広くなり、その相手が仕事を通じて知り合ったような者である場合にはその許容範囲は狭くなるものと考えられます。

社会通念上相当かどうかの判断ポイント

- ・利益供与の原因・理由

(原因・理由に相当性(透明性が確保された方法で利益が供与されたもの、儀礼的な会合に招待されて職務として出席したもの等)が認められるか。)

- ・利益供与の対象者の範囲

(対象者が職員のみなのか、広く一般に供与されるものなのか。)

- ・利益供与の額

(額が高すぎないか。)

- ・利益供与の頻度

(利益供与を繰り返し受けていないか。)

- ・利益供与の相手方との関係性

(例えば、現時点では利害関係がないとしても、頻繁に契約の相手方となっているなど、県民の疑惑や不信を招くような近い関係はないか。)

2 第8条第2項においては、いわゆるつけ回しを行うことを、その対価を負担する事業者等が利害関係者であるかどうかにかかわらず、禁止することとしています。

これは、飲食等が行われた場に居合わせない者に対し、本人の知らないままに当該代金をその者の負担として支払わせる行為は、職員としての権限を背景として行われる場合が多く、許容される場合

の想定しがたい悪質な行為であるとの考えに基づくものです。

本条の規定は「事業者等」との間の行為を規制するものであり、「事業者等」ではない全くの個人との間の行為は、本条の規制の対象とはなりません。

8 職員の職務に係る倫理の保持を阻害する行為等の禁止

(職員の職務に係る倫理の保持を阻害する行為等の禁止)

第九条 職員は、他の職員の第六条又は前条の規定に違反する行為によって当該他の職員（第六条第一項第九号の規定に違反する行為にあつては、同号の第三者）が得た財産上の利益その他これに相当するものとして知事が別に定める財産上の利益であることを知りながら、これらの利益の全部若しくは一部を受け取り、又は享受してはならない。

2 職員は、千葉県コンプライアンス委員会、任命権者、倫理監督者その他職員の職務に係る倫理の保持に責務を有する者又は上司に対して、自己又は他の職員（条例第二条第一項に規定する職員をいう。）が条例、この規則又は条例第五条第三項に規定する規程に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足る事実について、虚偽の申述を行い、又はこれを隠蔽してはならない。

3 条例第二条第二項に規定する管理職員等は、その管理し、又は監督する職員が条例又はこの規則に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足る事実があるときは、これを黙認してはならない。

倫理規則第9条では、他の職員が倫理規則に違反する行為によって得た財産上の利益であることを知りながら、これを受け取って費消するなど、違反行為を組織的に助長させるような行為や、倫理条例の違反行為について、職員が虚偽の報告や、隠蔽を行ったり、管理者が黙認するなど真相の解明を妨害するような行為を禁止しています。

いわゆる組織ぐるみで違反行為が拡大し、重大化するというような事案の発生を踏まえ、倫理規則の上でも、これを適切に抑止し得るような措置を講ずる必要があることから、職員の職務に係る倫理の保持を阻害する行為等を禁止するものです。

1 第1項（知事部局の他の職員が倫理規則違反の行為によって得た財産上の利益であることを知りながら、これを受け取り、又は享受すること。）

「これに相当する利益ものとして知事が別に定める財産上の利益」については、要綱において、他の任命権者における倫理規程違反の行為によって得た財産上の利益と定めています。したがって、他の任命権者の職員が違反行為によって得た財産上の利益であることを知りながら、知事部局の職員がこれを受け取った場合、当該知事部局の職員は本項に違反することとなります。

「知りながら」とは、周囲の状況から通常の注意力、判断力をもってすれば知り得る状況にあることをいいます。

「受け取り」には、必ずしも自己の所有とはせず、預かり管理することも含まれます。

2 第2項（千葉県コンプライアンス委員会、任命権者、倫理監督者、上司等に対して、倫理条例等の違反行為を行った疑いがあると思料するに足る事実について、虚偽の申述を行うこと、又は隠蔽すること。）

「任命権者」とは、知事だけでなく他の任命権者も含む趣旨です。他の任命権者は、それぞれの規程違反行為の調査について必要があれば知事部局の職員に事情聴取をすることがあり得ますが、その際、他の任命権者に対しても虚偽の申述や隠蔽することは規則違反行為となります。

「職員の職務に係る倫理の保持に責務を有する者」とは、倫理監督者の職務を担う総務課の職員を指します。また、「上司」とは、当該職員の職務上の上級者として指揮監督権限を与えられた者をいいます（直属の上司に限らず、いわゆるライン上の上司をすべて含む）。

「疑いがある」とは、内外からの情報提供、マスコミ報道等により得た情報に、倫理条例等の違反

の可能性を否定できないような内容が含まれている場合をいいます。

「虚偽の申述」には、職員が倫理監督者等から報告を求められた場合に事実と反する申述を行うことのほか、職員が自発的に倫理監督者等に対して事実と反する申述を行うことも含まれます。

3 第3項（管理職員等が、部下職員が倫理条例等の違反行為を行った疑いがあると思料するに足る事実を黙認すること。）

「黙認」とは、何らの対応もとらないことをいいます。したがって、例えば、自ら当該職員を指導した場合、倫理監督者に投書した場合は、「黙認」には当たりません。

「その管理し、監督する職員」とは、課長など組織の長にあっては、当該組織の構成員全員（課長であれば、課員全員）とし、副参事、主幹などスタッフ職にあっては、職務実態として自らが管理し、監督している職員とします。

9 利害関係者と共に飲食をする場合の届出

(利害関係者と共に飲食をする場合の届出)

第十条 職員は、自己の飲食に要する費用について利害関係者の負担によらないで利害関係者と共に飲食をする場合には、次の各号に掲げる場合を除き、あらかじめ、倫理監督者が定める事項を倫理監督者に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情によりあらかじめ届け出ることができなかったときは、事後において速やかに当該事項を届け出なければならない。

- 一 県又は県に事務局を置く法人その他の団体が主催する会議その他の会合（飲食をすることが予定されたものに限る。）において、利害関係者と共に飲食をするとき。
- 二 事業者等により構成される法人その他の団体（商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業を営むことを目的とするものを除く。）の社員総会、評議員会、理事会その他これらに類する会議又は当該団体が主催する講演会、講習会その他これらに類する会合（職員が職務として出席するこれらの会議又は会合に限る。）に付随して当該団体が主催する会合において、利害関係者と共に飲食をするとき。
- 三 多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者と共に飲食をするとき。
- 四 勤務する時間（当該時間に係る休憩時間及び休息时间を含む。）内において、利害関係者と共に飲食をするとき。
- 五 公務員（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第一項に規定する国家公務員及び地方公務員法第三条第一項に規定する地方公務員をいう。）である利害関係者と共に飲食をするとき。
- 六 私的な関係がある利害関係者と共に飲食をする場合であって、自己の飲食に要する費用について自己又は自己と私的な関係がある者であって利害関係者に該当しないものが負担するとき。
- 七 自己の飲食に要する費用について県の負担により利害関係者と共に飲食をするとき。

- 1 自己の飲食に要する費用について利害関係者の負担によらないで利害関係者と共に飲食をする場合は、自己の飲食に要する費用の額にかかわらず、倫理監督者へ届け出なければなりません。
- 2 自己の飲食に要する費用を自ら負担する場合又は利害関係者以外の第三者が負担する場合には、利害関係者と共に飲食することは禁止行為とはなりませんが、原則として事前に届出をさせることにより倫理監督者に対して当該飲食の事実を明らかにし、飲食を通して職員と利害関係者との不適切な関係につながることを未然に防止することを目的とする届出制度を措置することとしたものです。
- 3 利害関係者との必要な情報交換が阻害されることを防止するとともに、制度の実効性を確保するため、透明性が確保されているなど、利害関係者との不適切な関係につながるリスクの低い飲食は、届出の対象から除外し、届出に係る職員の事務負担を軽減することとします。届出の対象から除外する飲食の具体的な内容は、4で示すとおりです。

4 届出の対象から除外する飲食についての個別の考え方

(1) 県又は県に事務局を置く法人その他の団体が主催する会議その他の会合（飲食をすることが予定されたものに限る。）において、利害関係者と共に飲食をするとき（第1号）

当該会合における参加者や飲食の内容などを決定するに当たっては、県が組織的に関与しており、透明性が確保されていることから、利害関係者との不適切な関係につながるリスクが低いと考えられます。

したがって、次の2つの場合には、届出を不要としたものです。

- ・ 県が主催する会合で利害関係者と飲食を共にする場合
- ・ 県に事務局を置く法人その他の団体が主催する会合で利害関係者と飲食を共にする場合

「県に事務局を置く」とは、県の庁舎内に物理的に事務局を置いていることではなく、県が実際に事務局としての事務を担当していることを指します。団体の規約等で県が事務局を担当することを明記している場合はもちろん、そうでない場合でも、実態として県が事務局としての事務を担当していれば本号の対象となります。また、例えば、「関東甲信越地区〇〇主管課長会議」のように、千葉県を含む各自治体が持ち回りで事務局を担当しているような場合も、千葉県が事務局を担当している期間については「県に事務局を置く」に含まれます。

「法人その他の団体」は、法人格を有する団体のみならず、権利能力なき社団や任意団体など法人格を有しない団体も含まれます。

「県に事務局を置く法人その他の団体」の具体例としては、県及び県内市町村の担当部課長等で構成される団体や、国又は民間事業者も含めた関係団体で構成される団体などが挙げられます。

「主催する会合」は、県・団体が主催する会議や会議に準じた職務上の集まりに限られません。例えば、会議等の後に開催される懇親会等も含まれます。ただし、県・団体が主催する会議等とはいえないような、担当者同士の打合せや関係者有志による懇親会（例えば、単に関係者の親睦を目的に業務後に開催されるもの等）は含まれません。これらは、県又は県に事務局を置く法人その他の団体が「主催」しているとはいえず、県が組織的に関与しているとは言い難いと考えられるためです。

「主催する会合」の具体例としては、関係機関の担当者を対象とした研修会・講習会等の後に開催する情報交換会や、民間事業者も参加するシンポジウム・セミナー等の後に開催する懇親会、（県が企画する）民間事業者の交流会などが挙げられます。

なお、「飲食をすることが予定されたものに限る」ことの趣旨は、会合当日になって急に飲食物の提供がされる場合、透明性が確保されておらず、利害関係者との不適切な関係につながるリスクが低いとは言えないため、原則どおりに届出を必要とすべきと考えられるためです。

(2) 事業者等により構成される法人その他の団体（商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業を営むことを目的とするものを除く。）の社員総会、評議員会、理事会その他これらに類する会議又は当該団体が主催する講演会、講習会その他これらに類する会合（職員が職務として出席するこれらの会議又は会合に限る。）に付随して当該団体が主催する会合において、利害関係者と共に飲食をするとき（第2号）

事業者等により構成される法人その他の団体（業界団体等）の社員総会等や講演会等に付随して開催される会合は、当該団体の特定の構成員のために開催されるものではなく、また、職員が職務として当該団体の社員総会等や講演会等に出席する場合は、その前後の飲食も含めて、公務又は公務に準じたものと捉えることができます。そのため、そのような会合については、県が組織として職員の参加を把握しており、透明性も確保されていることから、特定の利害関係者との不適切な関係につながるリスクが低いと考えられます。

したがって、事業者等で構成される団体の社員総会等や講演会等に付随して、当該団体が主催する会合で利害関係者と飲食を共にする場合には、届出を不要としたものです。

「事業者等で構成される法人その他の団体」は、法人格を有する団体のみならず、権利能力なき社団や任意団体なども含まれます。

一方、事業者等で構成される法人その他の団体であっても、「商業、工業又は金融業その他営利を目

的とする私企業を営むことを目的とするもの」は除外されています。この文言は、利潤を得てこれをその構成員に配分することを主な目的としている企業体を意味します。具体的には、営利法人（株式会社、合名会社など）、合弁会社、ジョイントベンチャー、投資事業組合、信用金庫などが挙げられます。

このため、本号の対象となるのは、複数の事業者等で設立された社団法人や財団法人のほか、営利法人で構成されるいわゆる業界団体、営利法人以外の法人で構成される事業者団体、職能団体、協同組合等ということになります。

なお、営利活動を行うことはあっても、法令等からそれが主たる目的ではないと認められる法人については、「商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業を営むことを目的とするもの」には含まれません。

「社員総会、評議員会、理事会その他これらに類する会議」は、社員総会、評議員会のような法人その他の団体にとって重要な事項を意思決定する会議又は理事会のような通常の業務を執行するにあたり必要な意思決定をする会議の他、担当者会議のような会議も対象に含みます。

「講演会、講習会その他これらに類する会合」とは、法人その他の団体が実施する学習や普及啓発のための会合を意味します。

「職員が職務として出席する当該会議又は会合に限る」理由は、職員が非営利団体の役員に就任しており、当該非営利団体の会議に参加する場合や、自己啓発のために講演会に参加する場合など、個人的な動機により職務外で参加するものは、社員総会等の会議又は講演会等の会合について県が組織として職員の参加を把握しておらず、透明性が確保されていないためです。

「付随して」とは、社員総会等の会議又は講演会等の会合の前後に飲食を伴う会合があることを指します。なお、社員総会等の会議又は講演会等の会合と飲食を伴う会合とで、実施会場が一緒である必要はありません。

本号に該当することを判断する一つの目安は、社員総会等の会議又は講演会等の会合についての案内の中に、飲食を伴う会合も併せて実施を予定している旨の記載があることです。この記載により、社員総会等の会議又は講演会等の会合と飲食を伴う会合の主催者が同一であることが確認でき、かつ、当該飲食を伴う会合に職員が出席することを把握できるためです。

なお、本号は社員総会等の会議又は講演会等の会合「に付随して」開催される会合での飲食を対象とし、社員総会等の会議又は講演会等の会合で飲食物が提供される場合には本号は適用されません。しかし、この場合には、勤務する時間内における飲食を届出の対象から除外する本条第4号を根拠に届出が不要となることが多いものと考えられます。社員総会等の会議又は講演会等の会合に職務として出席するのは、通常、勤務する時間内であると考えられるためです。

(3) 多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者と共に飲食をするとき（第3号）

立食パーティーでは、職員は多数の出席者の目にさらされていることから、特定の利害関係者との不適切な関係につながるリスクが低いと考えられます。また、倫理規則上、多数の者が出席する立食パーティーにおいて利害関係者から飲食物の提供を受けることは、禁止行為から除外されていることとの均衡も考慮して、届出を不要としたものです。

「多数」とは、一般には20人程度以上が集まるものがこれに当たると考えられます。

「立食パーティー」とは、飲食物が提供される会合であって立食形式で行われるものを指し、立食形式で行われるものであればよく、部屋の端に椅子が置かれていても構いません。

なお、本号の「立食パーティー」には、着座して行われるものであっても、座席が指定されておらず、人数もかなり多い場合（50人程度以上）のように、立食パーティーに準ずる会合も含まれます。

(4) 勤務する時間（当該時間に係る休憩時間及び休息時間を含む。）内において、利害関係者と共に飲食をするとき（第4号）

利害関係者と出張中に昼食を共にする場合等、勤務する時間内における飲食は、時間も短く、飲酒も伴わないことが通常であることから、利害関係者との不適切な関係につながるリスクが低いと考えられます。

したがって、勤務する時間内において利害関係者と飲食を共にする場合には、届出を不要としたものです。

「勤務する時間」とは、正規の勤務時間であるか時間外勤務の時間であるかを問わず、現に勤務している時間を意味します。したがって、年次休暇等を取得した場合は、年次休暇等を取得した時間については「勤務する時間」に含まれません。

また、「休憩時間及び休息時間」とは、職員の勤務時間、休暇等に関する条例第6条に規定する休憩時間及び同条例第7条に規定する休息時間をいいます。

本号の具体例としては、利害関係者と出張中に昼食を共にする場合のほか、勤務時間内に参加した会議において提供された茶菓や弁当を、同席している利害関係者と共に飲食する場合は挙げられます。

(5) 公務員（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第一項に規定する国家公務員及び地方公務員法第三条第一項に規定する地方公務員をいう。）である利害関係者と共に飲食をするとき（第5号）

公務員は、①飲食を通じて県職員と不適切な関係を構築してまで、所属団体に利益となるような行為を要求するインセンティブは低いこと、②民間企業の役員・従業員とは異なり、住民からの一定の監視が及んでいると考えられることの2つの点から、利害関係者との不適切な関係につながるリスクが低いと考えられます。

したがって、公務員である利害関係者と飲食を共にする場合には、届出を不要としたものです。

「公務員」は、一般職であるか特別職であるかを問いませんので、特別職である市町村長なども含まれます。

「公務員」には県議会議員も含まれますが、県議会議員が議員活動をする限りは利害関係者に含まれないため、共に飲食をしたとしても、本条本文の「利害関係者と共に飲食をする場合」に当たらず、飲食の届出を提出する義務は生じません。

地方公務員は、都道府県や市町村に勤務する者に限られず、一部事務組合や広域連合に勤務する者についても対象となります。

なお、国立大学法人や一般地方独立行政法人の役職員については、「国家公務員」や「地方公務員」に該当しませんので、当該役職員との会食については届出が必要となります。

(6) 私的な関係がある利害関係者と共に飲食をする場合であって、自己の飲食に要する費用について自己又は自己と私的な関係がある者であって利害関係者に該当しないものが負担するとき（第6号）

職員としての身分にかかわらない関係のある者との間で相手方の負担によらず行われる飲食は、私的な関係に基づく付き合いと評価できるものであり、不適切な関係につながるリスクが低いと考えられます。また、倫理規則上、利害関係者から飲食物の提供を受ける場合であっても、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等に鑑み、公正な職務の執行に対する県民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合には、禁止行為から除外されていることとの均衡も考慮して、自己の飲食に要する費用を自己又は利害関係者に当たらない私的な関係がある者が負担するときには、届出の対象から除外します。

「私的な関係」とは、職員としての身分にかかわらない関係をいいます（倫理規則第7条第1項）。

したがって、職員として知り合い、職員として付き合っている場合には「私的な関係」には該当しません。

職場の上司や同僚との関係や職務上のカウンターパートなどとの関係は「私的な関係」には該当しません。また、退職者との関係も「私的な関係」には当たりません。

他方、職場の上司に仲人を頼んだ場合における仲人とそれを依頼した者としての関係については、「私的な関係」に該当することもあり得るものと考えられます。また、職員として知り合ってからその後恋人となった関係も、私的な関係に該当します。

(7) 自己の飲食に要する費用について県の負担により利害関係者と共に飲食をするとき（第7号）

利害関係者と共に飲食をする場合の費用を県が負担する場合、すなわち利害関係者との飲食の費用について公費が支出される場合は、当該飲食について公費の支出を決定する時点で県が組織として関与しており、透明性が確保されていることから、不適切な関係につながるリスクが低いと考えられます。

「県の負担により」とは、飲食に係る費用を県が負担することを指します。具体的には、業界団体が主催する賀詞交歓会に交際費の支出により県職員が参加する場合や、県が主催する会合において食糧費により県職員分も含めて飲食物を提供する場合を想定しています。

5 「やむを得ない事情」とは、職員本人の責めに帰すことができないような事情ですが、例えば、以下のような場合が考えられます。

- ・ 事前には届出の対象となる利害関係者はいない見込みであったが、実際には届出の対象となる利害関係者がいた場合
- ・ 会合後に利害関係者と急遽飲食をすることになったので、事前の届出ができなかった場合

【参考 届出の対象から除外する飲食についての一覧表】

	条文	具体例
(1)	県又は県に事務局を置く法人その他の団体が主催する会議その他の会合（飲食をすることが予定されたものに限る。）において、利害関係者と共に飲食をするとき	・県が企画する民間事業者の交流会で利害関係者と共に飲食をする場合 ・県が事務局を担当している団体が関係機関の担当者を対象とした研修会の後に開催する情報交換会で利害関係者と共に飲食をする場合
(2)	事業者等により構成される法人その他の団体（商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業を営むことを目的とするものを除く。）の社員総会、評議員会、理事会その他これらに類する会議又は当該団体が主催する講演会、講習会その他これらに類する会合（職員が職務として出席するこれらの会議又は会合に限る。）に付随して当該団体が主催する会合において、利害関係者と共に飲食をするとき。	・一般社団法人の社員総会に出席した後に同法人が主催する慰労会で利害関係者と共に飲食をする場合 ・業界団体が主催する技術研修会の後に同団体が主催する情報交換会で利害関係者と共に飲食をする場合
(3)	多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者と共に飲食をするとき	・多数（20人程度以上）が集まる立食形式の集まりで利害関係者と共に飲食をする場合

	条文	具体例
(4)	勤務する時間(当該時間に係る休憩時間及び休息時間を含む。)内において、利害関係者と共に飲食をするとき	・利害関係者と出張中に昼食を共にする場合 ・勤務時間内に参加した会議において提供された茶菓や弁当を同席している利害関係者と共に飲食する場合
(5)	公務員(国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)第二条第一項に規定する国家公務員及び地方公務員法第三条第一項に規定する地方公務員をいう。)である利害関係者と共に飲食をするとき	・県内市町村の職員との懇親会で共に飲食をする場合 ・市町村長と意見交換会で共に飲食をする場合
(6)	私的な関係がある利害関係者と共に飲食をする場合であって、自己の飲食に要する費用について自己又は自己と私的な関係がある者であって利害関係者に該当しないものが負担するとき	・利害関係者にも該当する自分の親族や学生時代の友人と、割り勘で共に飲食をする場合
(7)	自己の飲食に要する費用について県の負担により利害関係者と共に飲食をするとき	・業界団体が主催する賀詞交歓会に交際費により県職員が参加する場合 ・県が主催する会合において食糧費により飲食物を提供する場合

10 講演等に関する規制

(講演等に関する規制)

第十一条 職員は、利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて、講演、討論、講習若しくは研修における指導若しくは知識の教授、著述、監修、編さん又はラジオ放送若しくはテレビジョン放送の放送番組への出演（地方公務員法第三十八条第一項の許可を得てするものを除く。以下「講演等」という。）をしようとする場合は、あらかじめ倫理監督者の承認を得なければならない。

- 1 第11条では、利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて講演等をしようとする場合には、あらかじめ倫理監督者の承認を得なければならないこととしています。講演等に対する報酬は、一方的な利益提供ではなく人的役務に対する報酬であるとはいえ、利害関係者からの金銭の受取りであるため、講演等の内容に見合わない高額な報酬など、それが不適切な形で行われた場合には、公正な職務の執行に対する県民の疑惑や不信を招くおそれが強いものといえます。このため、当該報酬が職員の提供する人的役務に対する報酬として適切なものであるかどうかを確認するとともに、利害関係者の依頼に応じて職員が当該人的役務を提供することが公正な職務の執行に対する県民の疑惑や不信を招くおそれがないものであるかどうかを確認することを目的として、このような仕組みをとることとしたものです。
- 2 報酬を受けて講演等をしようとする場合は、地方公務員法第38条第1項の許可（受託許可）が必要となりますが、受託許可を得ている場合は、倫理監督者の承認は不要となります。

1 1 倫理監督者への相談

(倫理監督者への相談)

第十二条 職員は、自らが行う行為の相手方が利害関係者に該当するかどうかを判断することができない場合又は利害関係者との間で行う行為が第六条第一項各号に掲げる行為に該当するかどうかを判断することができない場合には、倫理監督者に相談するものとする。

自らが行う行為の相手方が利害関係者に該当するかどうかを判断することができない場合又は利害関係者との間で行う行為が規制行為に該当するかどうかを判断することができない場合には、倫理監督者に相談するものとしています。

実際に個々の職員が規程に沿って行動しようとする際に自ら判断することが難しい場合もあり得ます。そのような場合に職員個々の判断に委ねることは、公正な職務の執行に対する県民の疑惑や不信を招くことにつながるおそれがあるとともに、相談することとされている事項は、その適用を誤ると職員が懲戒処分を受ける可能性のあるものであることから、その属する行政機関等の職員の職務に係る倫理の保持に関し必要な指導及び助言を行うこととされている倫理監督者に相談することとしたものです。

なお、倫理監督者は、職員からの相談に応じ、必要な指導及び助言を行う責務を有しています。(第17条第1項第1号)

12 贈与等の報告

(贈与等の報告)

第十三条 条例第六条第一項の任命権者が定める報酬は、次の各号のいずれかに該当する報酬とする。

- 一 利害関係者に該当する事業者等から支払を受けた講演等の報酬
 - 二 利害関係者に該当しない事業者等から支払を受けた講演等の報酬のうち、職員の現在又は過去の職務に関係する事項に関する講演等の報酬
- 2 条例第六条第一項第四号の任命権者が定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。
- 一 贈与等（条例第六条第一項に規定する贈与等をいう。以下同じ。）の内容又は報酬（同項に規定する報酬をいう。以下同じ。）の内容
 - 二 贈与等をし、又は報酬の支払をした事業者等と当該贈与等又は当該報酬の支払を受けた職員の職務との関係及び当該事業者等と当該職員が属する行政機関との関係
 - 三 条例第六条第一項第一号の価額として推計した額を記載している場合にあっては、その推計の根拠
 - 四 供応接待を受けた場合にあっては、当該供応接待を受けた場所の名称及び住所並びに当該供応接待の場に居合わせた者の人数及び職業（多数の者が居合わせた立食パーティー等の場において受けた供応接待にあっては、当該供応接待の場に居合わせた者の概数）
 - 五 条例第二条第五項の規定の適用を受ける同項の役員、従業員、代理人その他の者（以下「役員等」という。）が贈与等をした場合にあっては、当該役員等の役職又は地位及び氏名（当該役員等が複数であるときは、当該役員等を代表する者の役職又は地位及び氏名）

(報告書等の送付期限)

第十四条 条例第六条第二項、第七条第二項又は第八条第三項の規定による送付は、それぞれの提出期限の翌日から起算して三十日以内にしなければならない。

(贈与等報告書の閲覧)

第十五条 条例第九条第二項に規定する贈与等報告書（条例第六条第一項に規定する贈与等報告書をいう。以下同じ。）の閲覧（以下「贈与等報告書の閲覧」という。）は、当該贈与等報告書の提出期限の翌日から起算して六十日を経過した日の翌日以後これを行うことができる。

- 2 贈与等報告書の閲覧は、知事が指定する場所でこれをしなければならない。
- 3 前各項に規定するもののほか、贈与等報告書の閲覧に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

1 第13条から第15条は、倫理条例の委任等を受けて、「贈与等の報告が必要な報酬」、「報告書等の送付期限」及び「贈与等報告書の閲覧」に関し、その細目を定めるものです。

2 「講演等」とは、第11条の規定により、地方公務員法第38条第1項の許可（受託許可）を得てするものを除くものとしています。したがって、受託許可を得ている場合の報酬については、贈与等報告書の提出は不要となります。

13 知事・倫理監督者の責務等

(知事の責務)

第十六条 知事は、条例又はこの規則に定める事項に関し、次の各号に掲げる責務を有する。

- 一 贈与等報告書、条例第七条第一項に規定する株取引等報告書及び条令第八条第三項に規定する所得等報告書（以下「報告書等」という。）の受理、審査及び保存、報告書等の写しの千葉県コンプライアンス委員会への送付並びに贈与等報告書の閲覧のための体制の整備その他の職員の職務に係る倫理の保持のための体制の整備を行うこと。
- 二 職員が条例又はこの規則に違反する行為を行った場合には、厳正に対処すること。
- 三 職員が条例又はこの規則に違反する行為について倫理監督者その他の適切な機関に通知をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けないよう配慮すること。
- 四 研修その他の施策により、職員の倫理観の涵養及び保持に努めること。

(倫理監督者の責務等)

第十七条 倫理監督者は、条例又はこの規則に定める事項の実施に関し、次の各号に掲げる責務を有する。

- 一 職員からの第七条第二項又は第十二条の相談に応じ、必要な指導及び助言を行うこと。
 - 二 職員が特定の者と県民の疑惑や不信を招くような関係を持つことがないかどうかの確認に努め、その結果に基づき、職員の職務に係る倫理の保持に関し、必要な指導及び助言を行うこと。
- 2 倫理監督者は、職員に、条例又はこの規則に定めるその職務の一部を行わせることができる。

1 第17条第1項第1号

倫理条例第10条第2項に基づき、倫理監督者は職員の職務に係る倫理の保持に関し必要な指導、助言を行うこととされており、倫理規則の解釈に疑義があるような場合などについては、その役割を適切に果たすことが求められます。第7条第2項では「職員は、前項の公正な職務の執行に対する県民の疑惑や不信を招くおそれがないかどうかを判断することができない場合においては、倫理監督者に相談し、その指示に従うものとする。」としており、第12条では「職員は、自らが行う行為の相手方が利害関係者に該当するかどうかを判断することができない場合又は利害関係者との間で行う行為が第6条第1項各号に掲げる行為に該当するかどうかを判断することができない場合には、倫理監督者に相談するものとする。」としています。職員が倫理監督者に相談した場合に、倫理監督者がこれに応じる責務があることを定めるものです。

2 第17条第1項第2号

職員の職務に係る倫理の保持を図るため、倫理監督者も機会を捉えて指導、助言を行うことにより未然に県民の疑惑や不信を招くような行為を防止することが効果的と考え、その旨倫理監督者の責務とするものです。

3 第17条第2項

倫理監督者が倫理条例及び倫理規則に基づく任務を効果的に遂行するための委任規定を置くものです。